

若者の自殺防止対策について（検討骨子）

1 生きるための支援

～若者が「生きづらさ」を克服するために～

若者が、生活するうえで必要とする情報、就業支援などの情報を容易に得られるような情報提供を行うこと

- ・インターネットを利用したパソコンや携帯端末への情報提供

悩みをもち、また支援を必要とする若者が、悩みの相談や支援を受けやすくするための相談体制・支援の仕組みを充実すること

- ・インターネット相談、携帯メール相談
- ・人間関係につまづいたり悩んでいる若者が交流できる場
- ・若者に対する生活面・就労面等での支援策

救命救急の治療後に自殺企図者をフォローするしくみ、自殺未遂者への支援を行うこと

2 若者の自殺に関する実態把握

～若者の自殺の背景・理由を知るために～

東京の若者の自殺の動機や基礎疾患の有無、就業状況、社会的背景などを把握すること

若者の自殺の実態についてのデータを分析・評価すること

自殺の実態に関する調査を行うこと

3 中長期的視点での自殺予防対策

～若者の生きる力をはぐくみ、伸ばすために～

国民全体に自殺に関する正しい認識を促進し、精神疾患等に対する偏見を減らすための普及啓発を行うこと

・自殺や精神疾患等に関するキャンペーン

地域におけるメンタルヘルス、うつ等の早期受診をすすめるための対策

職場におけるメンタルヘルス対策、ワークライフバランスの実現を促進すること

学校現場において、生きる力をはぐくむ教育を一層推進すること

4 健康危機情報の早期把握と関係機関連携の仕組み

～早期の段階で迅速に対応するために～

新たな手法等による自殺の連鎖が発生する兆しが見られた段階で、その情報を早期に把握して、関係機関で共有すること

都、国の関係機関が連携して介入方法を検討し、迅速に効果的な対策をとるしくみをつくること

必要に応じて関係業界団体等にも協力を求め、早期の対応を行えるようにすること

5 その他

地方自治体としても世界保健機構（WHO）による「自殺予防 メディア関係者のための手引き」について、日ごろからその周知を行うこと

若者の自殺防止対策に関する提言

- 取組の方向性 -

平成20年6月4日

東京都 若者の自殺防止対策に関する検討会

わが国の自殺者数は、平成 10 年以後、毎年 3 万人を越える状態が続いている。東京においても、毎年 2,700 人前後の自殺者数で推移しており、20 歳代、30 歳代の若者では死因の第 1 位を自殺が占めていることから若者の自殺への対応が喫緊の課題となっている。

東京都では、平成 19 年 7 月に「自殺総合対策東京会議」を設置し、医療・福祉・教育・産業など様々な分野からの参画を得て、自殺の「事前予防」「危機対応」「事後対応」について、総合的な自殺対策に取り組んでいるところである。

そうした中、平成 20 年 1 月以降、意図的に硫化水素を発生させて自殺を図る者の人数が急増し、社会的に重大な問題となり、あわせて家族や救助者、近隣の住民等にも健康被害を及ぼすなどの二次被害も生じた。

今回の問題は、多数の自殺報道がされたことと、より詳細な情報を求める者がインターネットにアクセスしたことにより、20 歳代、30 歳代を中心に全国的に自殺の連鎖を誘引したものと考えられ、憂慮すべき深刻な事態である。

そこで、5 月 12 日に自殺総合対策東京会議の下に「若者の自殺防止対策に関する検討会」が緊急に設置され、硫化水素による自殺にとどまらず、若者の自殺に関する問題点や課題、防止策等について検討を行っているところである。議論の中で、今回のような事態が再度起こらないよう、関係者がそれぞれの立場から、若者の自殺防止に向けて積極的な行動を起こすことがまずは重要であり、検討会として「取組の方向性」をまとめ、関係者に提言することとした。

若者の自殺を防止するためには、一人ひとりが暮らしやすい社会を作っていくことが大切である。関係各位におかれては、それぞれの立場で速やかに取組に着手され、地域から自殺を減らせるようお願いしている。

自殺の連鎖を防ぐための取組について

1 インターネット上の自殺誘引情報対策と自殺予防に関する情報提供に積極的に取り組むこと

東京都監察医務院の調べによると、23 区内における硫化水素による自殺者は、10 歳代から 30 歳代の若者が 8 割以上を占めるとともに、発生月別には 1~3 月までは各月 2~3 人で推移していたのが、4 月は 20 件と急増した。

これらの背景には、インターネット上に硫化水素自殺の詳細な手段が紹介され、テレビや新聞報道等もあり、自殺念慮者が閲覧したことがその一因であると考えられる。

そのため、自殺の手段を詳細に紹介するなどにより自殺を直接的に誘引する情報は、公序良俗に反するものとして契約約款に基づく削除をプロバイダ等において一層促進することが望まれる。

また、検索サイトについても、平成 20 年 5 月に内閣府から発表された「自殺対策に関する意識調査」(以下、「内閣府調査」とする。)において、自殺サイトを見たきっかけをきいたところ、「テレビ番組を見て」「検索エンジンから」「新聞記事を見て」が多くなっており、検索結果の表示時の配慮が課題である。

自殺関連の単語について検索した際に、自殺に関する相談窓口や自殺防止の情報を掲載したサイト等が表示されるよう、自主的に自殺予防に資する対策に取り組んでいる検索サイトの管理者もあり、同様の取組が一層促進されることが望まれる。

今後、インターネット関連事業者と行政等の関係機関との情報交換、自殺予防への相互協力とともに、類似した事例が発生した場合に、迅速な対応が取られる体制を強化することを検討する必要がある。

2 報道各社が自殺の取扱いに関する自主ガイドラインを策定すること

自殺に関する報道については、事実の報道も必要ではあるが、不適切な報道が行われると、同様の手段による自殺が群発することも懸念され、報道現場においても苦慮している状況である。

報道各社では、取材や報道等に関し倫理規定を設けるなど、国民に適切な情報提供に努められているところである。自殺の報道に関しても、報道内容・方法等の検討は各社で行っており、さらに報道の方針を定める報道機関もある。

前述の内閣府調査によれば、自殺に関する新聞記事を「いつも読む」「時々読む」と回答した者が合わせて 61.6%、自殺を扱った報道への関心が「かなりある」「少しある」と回答した者は合わせて 64.5%あり、報道に際しての更なる配慮が必要であることが示唆される。

特に、自殺傾向のある若者は、自殺関連の情報に接した際、その内容が刺激的であるほど強い暗示を受け、群発自殺 (suicide cluster) へ至りやすい。報道にあたっては、こうした群発自殺の社会心理的メカニズムについての配慮も求められるところである。

報道機関におかれては、世界保健機関 (WHO) の「自殺予防 メディア関係者のための手引き」等を参考とされ、適切な自殺報道がされるよう各社で自らガイドラインを策定し、それを遵守されることを希望する。

3 健康危機情報を早期把握し関係機関へ速やかに情報提供する仕組みを構築すること

今般の自殺の多発において、早い時点で情報が生かされなかった反省を踏まえ、迅速に防止策を講じることが今後の課題である。

特定の事象を契機に自殺が連鎖的に頻発する現象はしばしばみられる。できるだけ早い段階で連鎖を断ち切るために、兆しが見られた段階で早期に把握し、個人のプライバシーは尊重しつつも行政、警察等の関係機関で情報を共有し、連携して効果的な取組を行う必要がある。

そのため、健康危機情報の早期把握と、関係機関への情報提供を行い、迅速に介入方法の検討を行える仕組みを、早急に構築すべきである。

若者の自殺防止対策の方向性について

1 自殺念慮者に対して生きるための支援を行う体制を整備すること

自殺を防止するためには、自殺念慮者に対して関係者が連携して支えることが重要である。内閣府調査によれば、20歳代では全体の平均の約2倍の8.2%の者が「最近1年以内に自殺を考えたことがある」と回答している。その一方で、「自殺を考えたとき、誰に相談したか」という問いに対して、「相談したことがない」が60.0%を占めており、自殺念慮者へ相談機関に関する情報提供を充実することの必要性が示唆されている。

そのため、若者が、医療機関受診や就業支援などの必要な情報を容易に得られるよう、情報提供方法に一層工夫をするとともに、悩みの相談や支援を受けやすい体制の一層の充実、関係機関のネットワーク構築を図るべきである。

2 若者の自殺に関する実態を把握すること

若者の自殺の背景については、実態の把握がまだ十分行われていない。今後、東京都における自殺防止対策を有効に進めていくためには、東京の若者の自殺の動機や基礎疾患の有無、就業状況、社会的背景などを把握する必要がある。

そのため、個人のプライバシーに十分配慮したうえで、東京都をはじめ関係機関が連携して自殺の実態を早急に調査し、分析・評価するべきである。

3 中長期的視点での自殺予防対策を推進すること

自殺対策は、相談支援等の体制の整備と合わせて、国民全体に自殺に関する正しい認識を促進し、精神疾患等に対する偏見を減らすとともに、誰もが生きい

きと暮らしやすい社会を築いていくことが大切である。

そのためには、一般都民等への普及啓発を行い、職場や地域におけるメンタルヘルスや、うつ等の精神疾患が疑われる場合の早期の医療機関受診の推進、ワークライフバランスの促進とともに、学校現場においても生きる力をはぐくむ教育の一層の推進などに、官民一体となって取り組んでいくべきである。

若者の自殺防止対策に関する検討会委員

(民間委員)

桑子 博行 ((社)テレコムサービス協会 サービス倫理委員会委員長)

見城 美枝子 (青森大学社会学部教授)

斎藤 友紀雄 (日本いのちの電話連盟常務理事)

清水 康之 (N P O 法人自殺対策支援センターライフリンク代表)

高橋 祥友 (防衛医科大学校防衛医学研究センター教授)

西原 由記子 (N P O 法人国際ビフレンダーズ日本支部東京自殺防止センター創設者)

南 直樹 (日本放送協会解説委員)

(行政機関委員)

池田 行雄 (警視庁ハイテク犯罪対策総合センター)

伊藤 博人 (東京消防庁救急部)

宇田 陽一 (東京都教育庁指導部)

梶山 純一 (東京都福祉保健局技監)

諏訪 彰弘 (警視庁生活安全部)

藤井 秀之 (東京都青少年・治安対策本部)

(五十音順、 印は座長)